

社会福祉法人の財務運営に関する規律

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その公益性・非営利性に鑑み、財務運営に関する規律の面から、適正な運営を担保する必要がある。
- 平成18年の公益法人制度改革においては、公益認定基準として、法人の目的及び事業の性質、内容に関する事項、財務に関する事項、財産に関する事項が設けられ、公益法人としての適格性を確認する仕組みが構築された。
- 社会福祉法人については、税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上の公益性を確保することを基本に、社会福祉法人に適した財務運営に関する規律を構築する必要がある。

社会福祉法人の財務運営に関する規律について

1. 現状

○ 現在、社会福祉法人の財務運営に関する規律としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 社会福祉法人が行う社会福祉事業については、その運営費となる措置費や介護報酬等の使途について、社会福祉法人の公益性・非営利性に鑑み、運用上、一定の制限が行われている。

措置費…一定の要件を満たした場合に保有が認められる剰余(収入の30%以下)の使途は、法人本部経費、同一法人内の社会福祉事業及び一体的に運営される公益事業(注)に限定。(措置費弾力運用通知、保育所弾力運用通知)
介護報酬等…特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等に帰属する収入を、収益事業、法人外への資金流出に当てることを禁止。(特養繰越金通知、障害積立金通知)

- ・ 介護報酬等については、運用上、高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている。
- ・ 社会福祉法人が行う公益事業又は収益事業については、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、行うことができるとされている。(社会福祉法第26条第1項、第57条)

○ 特別養護老人ホームを中心に、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘がある。

注 公益事業は30%のうち10%以下

- ※
- ・措置費弾力運用通知:社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日)
 - ・保育所弾力運用通知:保育所運営費の経理等について(平成12年3月30日)
 - ・特養繰越金通知:特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(居宅サービス等も準ずる旨規定)(平成12年3月10日)
 - ・障害積立金通知:障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(平成18年10月18日)

2. 課題

- 社会福祉法人の公益性・非営利性を担保するためには、適正かつ公正な支出管理を徹底する必要があるが、例えば、役員報酬の基準や親族等特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがない。
- 社会福祉法人について、事業の実施に伴って余裕財産が蓄積されているとの指摘があるが、余裕財産を表す仕組みがないため、その規模を明らかにできない。
※いわゆる内部留保については、確定した定義がない上に、そもそも余裕財産を表すものでもない。
- 余裕財産の適正水準や活用のあり方を判断するための基準等がない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)抄

- ・ 内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。
【平成26年度に結論を得て、所用の制度的な措置を講じる。】
- ・ 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給付引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。【平成26年度措置】

■社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) (抄)

4. 法人運営の透明性の確保

(剰余金の使途・目的の明確化)

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討すべきである。

3. 考え方

社会福祉法人の公益性を担保する財務規律を確立するためには、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下の仕組みを構築することが必要。

①適正かつ公正な支出管理

- 役員報酬の支給基準の設定や調達等における親族等特定の関係者への特別の利益の供与の制限について措置すべきではないか。
- 一定規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備すべきではないか。

②余裕財産の明確化

- 事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、それぞれの内容を明らかにする仕組みを構築すべきではないか。

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

- 余裕財産について、地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資、社会福祉に関する「地域公益活動」^(注)への計画的な再投下を促す仕組みを構築してはどうか。

(注) 規制改革実施計画において社会貢献活動について指摘されている。

※具体的計画に基づく将来の費用支出に充てる資金については、一定のルールの下に積立金として区分経理する仕組みとしてはどうか。

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

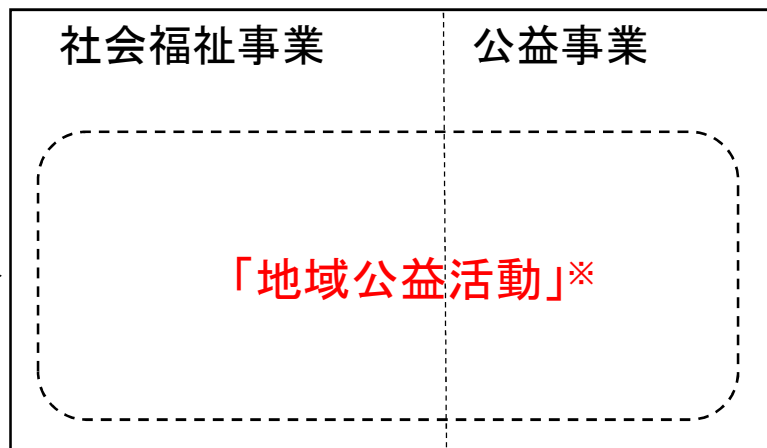
- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保
(利益剰余金)

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく
支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

(参考)公益認定の基準について

1. 法人の目的及び事業の性質、内容に関するもの

- ①公益目的事業を行うことが主たる目的であること
- ②公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力があること
- ③理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと
- ④社会的信用を維持する上でふさわしくない事業、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと
- ⑤公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること
- ⑥公益目的事業以外の事業が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと

2. 法人の機関に関するもの

- ①同一親族等及び他の同一団体の関係が理事又は監事の3分の1を超えないこと
- ②収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること
- ③理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること
- ④社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること

3. 法人の財務に関するもの

- ①公益目的事業比率が100分の50以上になると見込まれること
- ②遊休財産額が一定額を超えないと見込まれること

4. 法人の財産に関するもの

- ①他の団体の意思決定に関与することができる株式等を保有していないこと
- ②公益目的事業に不可欠な特定の財産について、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること
- ③公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること
- ④清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること

(参考)公益認定法人の公益認定基準 【公益目的事業比率】

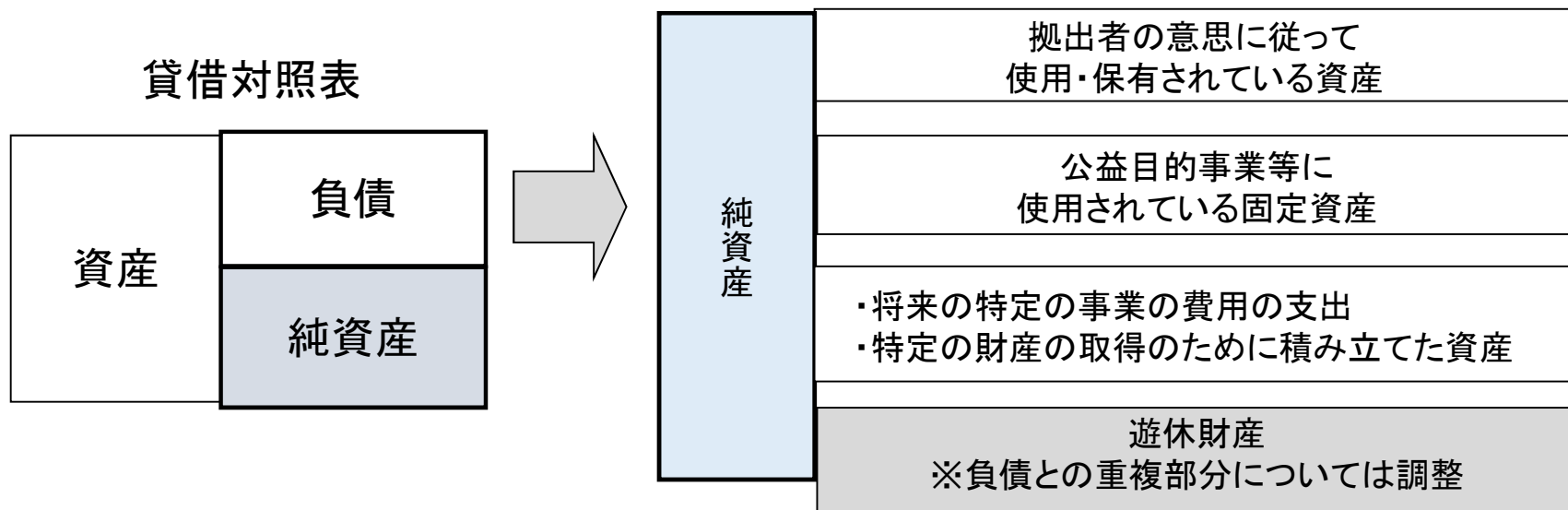
毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

【計算式】

$$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}} \geq 50\%$$

(参考)公益認定法人の公益認定基準 【遊休財産の保有の制限】

遊休財産額(公益事業等に使用しない(使用する見込みのない)財産)=貸借対照表の純資産の額-遊休とならないものの額



※ 保有制限: 遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならない。

(参考) 公益認定法人の公益認定基準【収支相償】

- 公益目的事業の収入 ≤ 適正な費用となること。
- 第一段階は、個別の公益目的事業単位で収支を比較し、第二段階は、公益目的事業全体で収益事業の繰入割合に応じた計算方法により収支を比較。
- 剰余金の取扱いについては、公益目的保有財産の取得支出、資産取得資金への繰り入れ、翌年度の事業拡大等による同額程度の損失とすることを求める。

第一段階

収支相償対照表

費用	収入
公益目的事業の経常費用	公益目的事業の経常収益
収入超過の場合、特定費用準備資金として積立て	

第二段階

(収益事業等からの利益繰入が50%超の場合)

費用	収入
公益目的事業の経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的保有財産の取得支出	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額 (所要資金額-前期末資金残高)÷積立期間残存年数を限度)	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額 (過去に費用として参入した額の合計額)
公益資産取得資金積立額 (所要資金額-前期末資金残高)÷積立期間残存年数を限度)	公益資産取得資金取崩し金 (過去に費用として参入した額の合計額)
	収益事業等の利益を公益に繰り入れた額 (利益の100%を限度)

(収益事業等からの利益繰入が50%の場合)

費用	収入
公益目的事業の経常費用	公益目的事業の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益に係る特定費用準備資金積立額	公益に係る特定費用準備資金取崩し額
収入超過の場合には 右記の取扱いのとおり	収益事業等の利益を公益事業に繰り入れた額 (利益の50%)

剰余金の取扱

- 以下の場合には、収支相償基準を満たす。
 - ・ 公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れる。
 - ・ 公益目的事業財産の取得に充てる。
- 上記の状況にない場合、翌年度において事業拡大等により同額程度の損失となるようにする。
- 著しく収入が超過し、解消が図られない場合、報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討。

4. 論点

- 社会福祉法人の財務規律については、公益法人制度の仕組みを基に検討するとしても、その特性を踏まえ、社会福祉法人に適した仕組みを構築すべきではないか。

(余裕財産の保有)

- ・公益法人については、遊休財産保有制限において、一定の額(1年分の公益目的事業費相当額)の遊休財産の保有を認めている。
- ・社会福祉法人については、公金の支出があることや、介護保険、措置制度等の公的制度により確実に収入を得られるという事業の特性を踏まえ、運転資金(必要最低限の手元流動資金)を除き、社会福祉事業等へ計画的に再投下することとすべきではないか。

(収支相償性)

- ・公益法人制度においては、公益目的事業の公益性を担保する制度として収支相償の基準を導入しており、公益事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこと(収支相償)を公益認定の基準として設けている。
- ・社会福祉法人については、そもそも社会福祉事業が公益性の高い事業であること、介護報酬、措置費等の公定価格が事業に要する費用を賄うのに必要な額として設定されていること等を踏まえれば、収支相償の基準そのものを適用するのではなく、効率的な経営をも考慮し、余裕財産の計画的な再投下により、公益性を担保すべきではないか。

- 余裕財産の計画的再投下を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

(参考) 社会福祉法人と公益社団・財団法人の財務運営に関する規定について

	社会福祉法人 (社会福祉法)	公益社団・財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
法人の目的・事業の内容	<p>(定義) 第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、<u>社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</u></p> <p>(公益事業及び収益事業) 第二十六條 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二條第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七條第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p>	<p>(公益認定の基準) 第五條 行政庁は、前條の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一 <u>公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、<u>収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p>
収支相償	規定なし	<p>(公益目的事業の収入) 第十四條 公益法人は、その<u>公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。</p>
事業の比率	<p>(公益事業及び収益事業) 第二十六條 社会福祉法人は、<u>その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)</u>又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二條第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七條第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p>	<p>(公益目的事業比率) 第十五條 公益法人は、毎事業年度における<u>公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)</u>が<u>百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 八 その事業活動を行うに当たり、第十五條に規定する公益目的事業費率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。</p>

	社会福祉法人 (社会福祉法)	公益社団・財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
財産保有制限	規定なし	<p>(遊休財産額の保有の制限)</p> <p>第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(略)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。</p> <p>2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。</p>
役員報酬基準	規定なし	<p>(報酬等)</p> <p>第二十条 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。</p> <p>2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(公益認定基準)</p> <p>第五条(略)</p> <p>第十三号 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p>
特別の利益供与の制限	規定なし	<p>(公益認定の基準)</p> <p>第五条(略)</p> <p>三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p> <p>四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、<u>寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。</u>ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p>

(参考)内部留保に関する議論等①

【平成23年11月20日】 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言

- 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。

【平成23年12月5日】 介護給付費分科会

- 各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表(平成22年度決算)をもとに集計したところ、内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金)は1施設当たり平均約3.1億円

【平成24年7月3日】 財務省予算執行調査結果

- 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき

【平成24年7月3日】 財務省予算執行調査結果(障害福祉サービス事業者)

- 財務局において財務諸表を入手し、社会福祉法人単位で集計。【579法人計:3385億円→1法人当たり約5.8億円】
- 内部留保については、保有状況に大きなバラツキが見られるが、規模に応じた傾向が明らかであるとは言えない。
- ◎ 障害福祉サービス事業には当該事業単独での財務状況(ストック面)を的確に把握する仕組みが存在しない。
- ◎ 結果の中については幅をもってとらえる必要があるが、障害福祉サービス事業者の財務状況は必ずしも介護事業者よりも悪いわけではない可能性あり。
- ◎ 報酬改定プロセスにおいて、事業者の財務状況に関する幅広い分析を踏まえた議論が可能となるよう、仕組みを整備していく必要。

内部留保に関する議論等②

【平成25年5月21日】 介護給付費分科会

- 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書(平成25年3月)をもとに以下の報告。
 - ・ 発生源内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金+4号基本金) : 1施設当たり平均約3.1億円
 - ・ 実在内部留保(※)(現預金・現預金相当額-(流動負債+退職給付引当金)) : 1施設当たり平均約1.6億円

(※)未使用資産として留保されている額

【平成25年10月】 会計検査院意見

- 特養の将来の施設改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導すること、特養が保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討させるよう指導すること

【平成26年5月30日、財政制度等審議会】 財政健全化に向けた基本的考え方 (抄)

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

1. 社会保障

(2) 給付面で必要な改革

② 医療・介護

ハ) 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し

介護報酬についても「自然増」を検証し、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、27年度介護報酬改定において適正化を図ることが重要である。特別養護老人ホームの約95%は社会福祉法人が経営しているが、社会福祉法人については、原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等により財政上優遇されている上、特別養護老人ホームの収支状況は他産業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。なお、民間企業が経済の好循環に向けて近年にない賃上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは社会福祉法人等において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである。

内部留保に関する議論等③

【平成26年6月24日閣議決定】 経営財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

【平成26年6月24日閣議決定】 規制改革実施計画

- 内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給付引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。【平成26年度措置】

【平成26年7月4日】 社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会報告書 (抄)

4. 法人運営の透明性の確保

(剰余金の使途・目的の明確化)

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討するべきである。

＜内部留保の調査結果＞

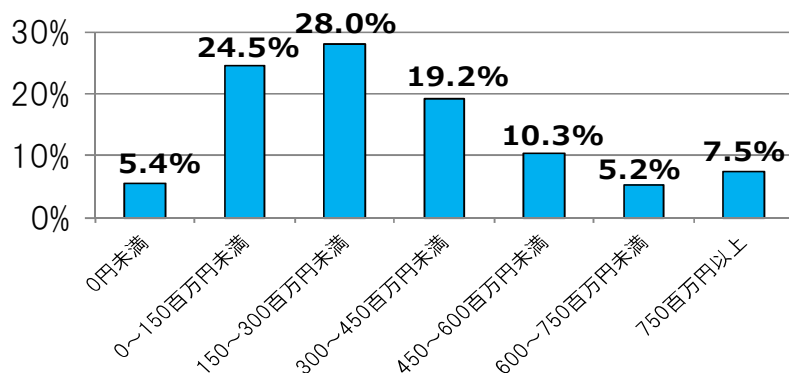
1. 調査対象 特別養護老人ホーム(公立及び事業開始3年以内を除く)全施設の平成23年度末財務諸表 等

2. 内部留保額の調査結果 (特養1,662施設 ※回収した調査票のうち、内部留保額が正確に把握できたもの)

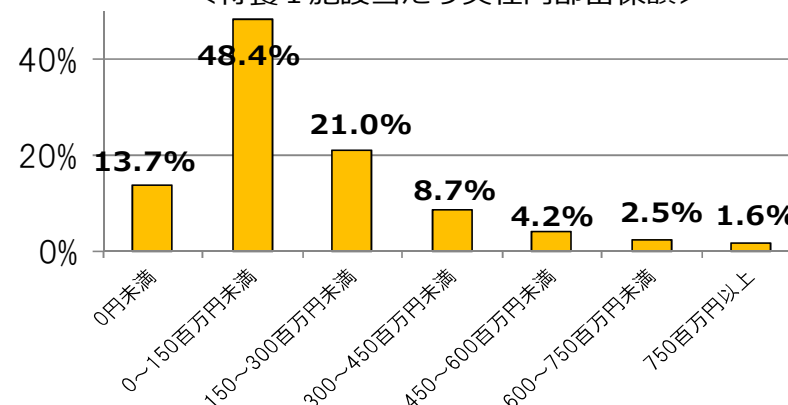
- 発生源内部留保 : 内部留保の源泉でとらえた、「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」
- 実在内部留保 : 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額
(減価償却により蓄積した内部資金も含む)

発生源内部留保		実在内部留保	
1施設当たり平均	1床当たり平均	1施設当たり平均	1床当たり平均
313,730 千円	3,810 千円	155,635 千円	1,911 千円

＜特養1施設当たり発生源内部留保額＞



＜特養1施設当たり実在内部留保額＞

**3. その他**

- (1) 社福軽減の実施状況 …… 社福軽減を実施していない特養が2割以上存在
- (2) 財務諸表の公表状況 …… 財務諸表を公表していない特養が1割強存在
財務諸表を公表している特養においても、HP上に掲載している施設は3割程度

内部留保の定義について

平成25年5月31日介護給付費分科会資料より抜粋

- 内部留保とは、一般的には「過去の利益の蓄積額」であるとされているが、特養の経営主体である社会福祉法人は、非営利法人であることから配当(利益処分)が認められておらず、「過去の利益の蓄積額」は赤字経営をしない限り増加する特性がある。(「過去の利益の蓄積額」は、事業活動に再投資されたとしても減少しない。)

(参考)平成23年12月公表の内部留保額＝次期繰越活動収支差額＋その他積立金

- 今回の調査研究では、こうした特性に留意し、「今現在実際に存在している内部留保の額」を把握することとし、以下のとおり2種類の内部留保を定義することとした。

発生源 内部留保

- 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」
＝ **次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 + 4号基本金**(※)

(※)繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの。

実在 内部留保

- 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額(減価償却により、蓄積した内部資金も含む。)
＝ **「現預金・現預金相当額」 - (流動負債+退職給与引当金)**

発生源内部留保、実在内部留保について

平成25年5月31日介護給付費分科会資料に加筆

単位：千円

資産の部		負債の部	
I 流動資産	208,364	III 流動負債	37,980
1 現金預金	130,971	1 短期運営資金借入金	1,584
2 有価証券	3,929	2 未払金	21,541
3 未収金	60,916	3 施設整備等未払金	597
4 他会計区分貸付金	5,670	4 他会計区分借入金	4,221
5 会計区分外貸付金	226	5 会計区分外借入金	532
6 その他の流動資産	6,650	6 引当金	2,752
		7 その他の流動負債	6,753
II 固定資産	769,911	IV 固定負債	175,807
1 基本財産	638,322	1 設備資金借入金	152,724
うち建物	511,114	2 長期運営資金借入金	6,023
2 その他の固定資産	131,589	3 他会計区分長期借入金	2,179
うち投資有価証券	6,635	4 退職給与引当金	11,535
うち他会計区分長期貸付金	3,783	5 修繕引当金	410
うち移行時特別積立金	6,156	6 人件費引当金	106
うち移行時減価償却特別積立預金	1,879	7 その他の引当金	695
うちその他の積立預金	45,900	8 その他の固定負債	2,135
		負債の部合計	213,788
		純資産の部	
		IV 純資産	764,488
		1 基本金	147,637
		うち4号基本金	3,053
		2 国庫補助金等特別積立金	306,173
		3 その他の積立金	59,889
		4 次期繰越活動収支差額	250,789
		純資産の部計	764,488
資産の部合計	978,275	負債及び純資産の部合計	978,275

(a)

(b)

実在内部留保
= (a) - (b)

→現金及び現金相当
資産として保有する
資金

発生源内部留保

→過去の
利益の累
積